

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクおよび個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選択の際に業者に対し情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県玉野市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	個人住民税は、地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住する自治体において、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料を基に賦課決定している。 個人住民税には、市町村が課すことのできる市町村民税と道府県が課すことのできる道府県民税があり、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて賦課徴収等を行う」となされていることから、個人市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用する。 ①課税対象者情報の準備 ②納税者・特別徴収事業者等からの申告等の情報および各種申請・届出書の受理 ③他自治体在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④個人住民税の賦課決定・更正等 ⑤住民・給与支払者等への納税通知書の出力・発送等
③システムの名称	個人住民税システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、課税ファイリングシステム

2. 特定個人情報ファイル名

・課税対象者情報ファイル ・課税台帳ファイル ・課税資料ファイル ・申告受付情報ファイル ・地方税電子申告情報ファイル	・国税連携情報ファイル ・年金特徴情報ファイル ・宛名情報ファイル ・口座情報ファイル ・課税原票イメージファイル
---	---

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 項番号24並びに地方税法等
--------	----------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表 項番号1、2、3、4、5、7、11、13、14、15、16、17、20、25、26、27、28、29、37、39、42、48、49、53、56、57、58、59、63、65、66、69、71、73、75、76、80、81、83、86、87、88、89、90、91、92、95、96、98、106、107、108、110、112、115、118、124、125、128、129、130、131、132、136、137、138、139、140、141、142、144、145、146、147、149、150、151、152、153、154、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173並びに地方税法

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市(財政部税務課市民税係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5510
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」中「第3部 情報の取扱い」、「第5部 情報システムのライフサイクル」、「第6部 情報システムの構成要素」、「第7部 情報システムのセキュリティ要件」、「第8部 情報システムの利用」等)及びそれに基づく各府省庁ポリシーを遵守している。(評価実施機関が政府機関の場合のみ) ② 地方公共団体においては、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。 ③ 漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ④ 特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。 ⑤ 過去に漏えい等事案を発生し、業務停止等を実施している	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長 藤原 敬一	税務課長 宮田 哲也	事後	人事異動
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市 宇野1丁目27番1号 0863-32-5516	玉野市(政策財政部税務課市民税係) 玉野市 宇野1丁目27番1号 0863-32-5510	事後	
平成30年5月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長 宮田 哲也	税務課長 大賀 易	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号、別表第二の項番号1、 2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、2	番号法第19条第7号、別表第二の項番号1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、2	事後	
令和4年6月10日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の	番号法第19条第7号、別表第二の項番号1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、2	番号法第19条第8号、別表第二の項番号1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、2	事後	
令和4年6月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	玉野市(政策財政部税務課市民税係)	玉野市(財政部税務課市民税係)	事後	
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の	番号法第19条第8号、別表第二の項番号1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、2	番号法第19条第8号、別表第二の項番号1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、2	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	玉野市は、個人住民税関係事務に関する事務 における特定個人情報ファイルの取扱いについ	玉野市は、個人住民税関係事務における特定 個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人		
令和6年12月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	個人住民税関係事務では、事務の一部を外部 業者に委託しているため、業者選択の際に業者	個人住民税関係事務では、事務の一部を外部 業者に委託しているため、業者選択の際に業者		
令和6年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	地方税法(第三章第一節(市町村民税))およ び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その	個人住民税は、地方税法(第三章第一節(市 町村民税))および第二章第一節(道府県民税))		
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番号16並びに 地方税法等	番号法第9条第1項、別表第一 項番号24並 びに地方税法等		
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第8号、別表第二の項番号1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、2	番号法第19条第8号、別表第一 項番号1、 2、2の2、3、4、5、5の2、6、7、8、9、10、1		
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年12月20日	IV. リスク対策 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は		十分である		
令和6年12月20日	IV. リスク対策 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は		申請者からマイナンバーが得られない場合にの み行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含		
令和6年12月20日	IV. リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対		目的外の入手が行われるリスクへの対策		
令和6年12月20日	IV. リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対		十分である		
令和6年12月20日	IV. リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マ		